

○総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第 23 号 無線設備の規格コード

項 目	コード
[略]	[略]
設備規則第 49 条の 6 の 11 に規定する陸上移動局の無線設備	OFDM2
設備規則第 49 条の 6 の 12 第 1 項に規定する陸上移動局の無線設備	TDN R 1
設備規則第 49 条の 6 の 12 第 2 項に規定する陸上移動局の無線設備	TDN R 2
[略]	[略]

別表第 23 号 [同左]

項 目	コード
[同左]	[同左]
設備規則第 49 条の 6 の 11 に規定する陸上移動局の無線設備	OFDM2
[同左]	[同左]

備考 表中の「」の記号は注記による。